

新潟市中央卸売市場立入検査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市中央卸売市場立入検査要綱（以下「要綱」という。）第8条の定めにより、新潟市中央卸売市場の卸売業者等に対する検査実施の要領について、必要な事項を定めるものとする。

(検査の日程及び人員)

第2条 検査の日程及び人員は以下のとおりとする。

- (1) 検査の日程は、卸売業者等の規模を考慮して適宜定めるものとするが、おおむね4日間を標準とする。
- (2) 検査は、2人以上の検査に従事する職員（以下「検査員」という。）が1組となつて行う。

(検査計画の策定)

第3条 検査員は、卸売業者等の業務又は財務の状況及び過去の検査実績等を考慮のうえ検査対象を選定し、別記様式第1号により検査計画を策定する。

ただし、経営等に関する第三者からの情報提供等についての事実確認等、特別の事情があり緊急に行う必要がある検査（以下「特別検査」という。）の場合は、この限りでない。

(検査の通告)

第4条 検査は、別記様式第2号により、検査対象卸売業者等へ日程を通告の上行うものとする。ただし、必要があるときは通告しないで行うことができる。

(検査の準備)

第5条 検査員は、検査を能率的に遂行するため、検査に先立って、あらかじめ、次により準備を行うものとする。

ただし、特別検査の場合はこれらを省略することができる。

- (1) 検査対象卸売業者等の事業報告書及び残高試算表により業務及び財務の状況を把握すること。
- (2) 検査対象卸売業者等に対する前回の検査に基づく検査結果及びこれに対する改善報告書の内容を把握すること。
- (3) 必要に応じ、検査対象卸売業者等から検査に必要な書類を提出させ、その内容を把握すること。

(検査基準日及び検査範囲)

第6条 検査基準日及び検査範囲は次のとおりとする。

- (1) 検査基準日は、業務に係る事項については検査に着手した日、財産の状況に係る事項については検査に着手した日の直近の事業報告書が作成された事業年度（以下「直近事業年度」という。）の終了の日とする。
- (2) 検査範囲は、原則として直近事業年度の開始の日から検査基準日までとする。ただ

し、必要があると認められる場合及び特別検査の場合は、必要に応じた範囲で検査することができる。

(検査の種別及び内容)

第7条 検査は以下により行うこととし、検査内容の詳細等は別記検査調書による。

- (1) 検査員は、検査対象卸売業者等に対し別記1・2に掲げる資料その他必要な資料を求めるものとする。
- (2) 検査責任者は、検査期間中、役員その他の責任者から検査対象卸売業者等の業務運営上の実情及び課題について聴取し、業務運営及び経営全般に係る問題点の所在について、把握に努めるものとする。
- (3) 検査は、検査対象卸売業者等の業務若しくは財産の状況又は帳簿、書類その他の物件につき、原則として次の事項について行うものとする。

ア 業務の運営に関する帳簿等の検査

検査特定日（検査基準日の属する月の前月の1日平均取扱高とおおむね同様の取扱高となる日をいう。以下同じ。）及び直近事業年度の開始日から検査基準日までの帳簿、その他関係書類等につき、次の事項について検査を行う。ただし、特に必要があると認められる場合には、直近事業年度の開始日の前及び検査基準日後についても検査を行うものとする。

- (ア) 集荷業務に関する事項
- (イ) 販売業務に関する事項
- (ウ) 仕切事務に関する事項
- (エ) 請求事務に関する事項
- (オ) 事故処理に関する事項
- (カ) 在庫管理に関する事項
- (キ) その他必要な事項

イ 財務に関する帳簿等についての検査

財務に係る事項についての直近事業年度の開始日から検査基準日までの帳簿、その他関係書類等につき、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った会計処理が行われているかについて留意しつつ、次の事項について検査を行う。

ただし、特に必要があると認められる場合には、直近事業年度の開始日の前及び検査基準日後についても検査を行うものとする。

- (ア) 貸借対照表、損益計算書に関する事項
- (イ) 残高試算表に関する事項
- (ウ) 販売代金の回収に関する事項
- (エ) その他必要な事項

ウ 管理及び運営等の検査

管理及び運営等の状況につき、次の事項について検査を行う。

(ア) 管理及び運営体制に関する事項

(イ) その他必要な事項

(検査結果の意見聴取)

第8条 検査員は、当該検査の終了に際して、検査によって明らかになった事項について検査対象卸売業者等の役員その他の責任者から意見を聴取することとする。

なお、職員の出席については、役員の裁量と責任を委ねることをあらかじめ役員に連絡しておくものとする。

(検査結果の講評)

第9条 検査員は、当該検査の終了に際して、検査対象卸売業者等の役員その他の責任者に対して検査結果の講評を行うものとする。ただし、特別の事由があるときは、講評の時期を変更し、又は一部の役員その他の責任者に対して講評を行うことができる。

また、役員以外の者の出席については、役員の裁量と責任に委ねることをあらかじめ役員に連絡しておくものとする。

(検査結果の報告)

第10条 検査員は、検査を終了したときは、速やかに検査結果を取りまとめ、意見を付して市長に報告する。

(検査結果の作成及び交付)

第11条 検査員は、検査を終了したときは、別記様式第3号により検査結果を作成し、検査対象卸売業者等にこれを交付する。

2 当該検査結果から明らかに法令に違反する事項又は業務の運営上是正若しくは改善が必要と認められる重要な指摘事項がある場合には、検査対象卸売業者等に対して改善措置を求めるものとする。

(改善報告書の提出)

第12条 改善措置を求めた検査対象卸売業者等は、当該検査結果の指摘事項について、改善措置又は改善計画を記載した報告書を提出する。

(検査員の服務等)

第13条 検査員は、次の事項を遵守し、誠実に検査を行わなければならない。

(1) 品位の保持について、検査員は、検査に当たっては常に公務員として品位を保持し、検査に対する信頼を高めるように努める。

(2) 秘密の保持について、検査員は、検査に関し知ることのできた秘密を漏らしてはならない。検査員でなくなった後においても同様とする。

(3) 身分証明書の携帯及び提示について、検査員は、身分証明書を携帯し、関係者に提示した後、検査を行う。

(4) 私物検査の制限について、検査対象卸売業者等の役員及び使用人の私物については、検査を行ってはならない。ただし、検査上特に必要がある場合において、当該役員及び使用人の承諾を得たときはこの限りではない。

(5) 業務の配慮について、検査員は、検査に当たっては、不当に検査対象卸売業者等の業務の執行に支障を及ぼすことのないように留意するとともに、無用の負担を負わせないように配慮する。

(6) 検査執行時間について、検査員は、検査を執行時間内に行うものとする。ただし、検査対象卸売業者等の承諾を得たときは、この限りではない。

(7) 検査の延期・停止について、検査員は、次のいずれかに該当する場合は、検査を延期し、又は停止するものとする。この場合においては、直ちに市長へ報告しなければならない。

ア 検査対象卸売業者等の役員を立ち合わせるができないとき。

イ 検査に必要な帳簿、書類、その他の資料が検査時に提示不可能な状態にあるとき又ははなはだしく不備があるとき。

ウ その他重大な事項等のため、検査員が検査の実施が困難であると認められたとき。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別記1 検査対象卸売業者等から検査日1週間前までに提出を求める書類

1 会社概要に関する帳簿等

- ・ 総会，取締役会及び監査役会の議事録
- ・ 定款
- ・ 社内規程

2 財務に関する帳簿等

- ・ 株主総会決算報告書
- ・ 注記表及び付属明細書
- ・ 総勘定元帳，補助元帳等
- ・ 税務申告書（勘定科目内訳明細書を含む。）
- ・ 得意先元帳（売掛金元帳）
- ・ 仕入元帳（買掛金元帳）

3 業務運営に関する帳簿等

- ・ 販売先一覧（前事業年度分の販売先，所在地が記載されたもの。）
- ・ 送り状 ※
- ・ 買付計算書 ※
- ・ 売買仕切書 ※
- ・ 販売原票 ※

（卸売場において取引の基礎となる取引内容を記入した所定の用紙を使用し，販売原票に転記している場合にあっては，卸売場で使用している所定の用紙も含む。）

- ・ 売渡票 ※
- ・ 請求書 ※
- ・ 出荷者との取引に関する特約書 ※
- ・ 買受人等との取引に関する特約書 ※

※印の書類については，「特定日」の取引ごとに組んで提出

4 その他の書類（必要に応じ）

別記2 検査対象卸売業者等から検査初日に提出を求める書類

- ・ 棚卸原票（在庫表）
- ・ 事故の処理状況 （別記様式4）
- ・ 受託販売未払金明細表 （別記様式5）
- ・ 荷主預り金明細表 （別記様式6）

年度 新潟市中央卸売市場検査計画

1 本年度の検査重点事項

2 検査計画と検査対象卸売業者等の状況 (単位：千円，％)

整理番号	実施予定年月	検査対象卸売業者名	前回検査実施日	前回検査の指摘状況	直近の財務状況（ 年度）			
					経常損益	自己資本比率	流動比率	
1								
2								
3								
4								

3 選定理由

4 その他

新潟市中央卸売市場卸売業者
様

新潟市中央卸売市場
開設者
新潟市長 ⑨

年度 新潟市中央卸売市場立入検査の実施について（通知）

新潟市中央卸売市場業務条例第84条第1項の規定により，下記のとおり貴社を対象に業務及び財務検査を実施するため，通知します。

記

- 1 検査日時
- 2 検査会場
- 3 検査基準日（※特別検査の場合は除く）
- 4 検査特定日
- 5 検査職員
- 6 提出帳簿等
- 7 提出帳簿等の提出時の注意事項
- 8 その他

提出帳簿等一覧

	帳簿等名	備 考
1. 会社概要に関する帳簿等		
1	総会，取締役会及び監査役会の議事録	
2	定款	
3	社内規程（就業規則，業務規程）	
2. 財務に関する帳簿等		
4	株主総会決裁報告書	
5	注記表及び附属明細書	
6	総勘定元帳，補助元帳等	
7	税務申告書（勘定科目内訳明細書を含む。）	
8	得意先元帳（売掛金元帳）	
9	仕入元帳（買掛金元帳）	
3. 業務運営に関する帳簿等		
1 0	販売先一覧	前事業年度分の販売先, 所在地が記載されたもの
1 1	送り状（納品書）	1 1～1 7の書類については, 特定日分を取引ごとに組んで提出すること
1 2	買付計算書（買付伺書）	
1 3	売買仕切書	
1 4	販売原票 （卸売場において取引の基礎となる取引内容を記入した所定の用紙を使用し，販売原票に転記している場合にあっては，卸売場で使用している所定の用紙を含む。）	
1 5	売渡票	
1 6	請求書（仕入れ先分，売り先分）	
1 7	特約書（出荷者，買受人等との取引に関するもの）	
1 8	棚卸原票（在庫表）	
1 9	事故の処理状況	新潟市中央卸売市場立入検査実施要領別記様式第 4 号
2 0	受託販売未払金明細表	同要領別記様式第 5 号
2 1	荷主預り金明細表	同要領別記様式第 6 号

※なお，必要に応じてその他の関係書類等の検査をすることがあります。

検 査 日 程

年 月 日	時 間	検 査 事 項 等
		・ 検査通告
		・ 検査講評

（注）都合により、日程・時間等の変更もあり得ます。

検査基準日 業務：年月日 財務：年月日
検査対象期間 年月日から検査基準日まで

【連絡先】

名 称	検査担当者	連絡先
検査対象卸売業者等		
市場管理事務所		

別記様式第3号（第11条関係）

第 号
年 月 日

新潟市中央卸売市場卸売業者
様

新潟市中央卸売市場
開設者
新潟市長

印

新潟市中央卸売市場業務条例第84条第1項の規定に基づく検査結果について

新潟市中央卸売市場業務条例第84条第1項の規定に基づき実施した検査結果を別添のとおり交付する。

年度 検査結果

株式会社
(部卸売業者)

目 次

第1 検査の要領

第2 指摘事項

第1 検査の要領

1 検査の種類

新潟市中央卸売市場業務条例（令和2年条例第3号）第84条第1項の規定に基づく検査

2 検査実施期間

年月日から月日まで（日を除く）の日間

3 検査基準日

（業務） 年月日 （前回検査 年月日）

（財務） 年月日 （ 同 年月日）

4 検査特定日

年月日

5 検査対象期間

年月日から検査基準日まで

6 検査員の職名及び氏名

7 検査に協力した職員の職名及び氏名

別記様式第3号（第11条関係）

第2 指摘事項

(別記様式第4号)

事故の処理状況

(単位：金額 千円)

[illegible]

(別記様式第 5 号)

受託販売未払金（支払い遅延のもの）明細表

(単位：円)

相手先名	相手先住所	未払金額					備考
		発生金額	発生年月日	期末残高	資料作成時における残高	直近支払年月日	
合計							

- (注) 1 契約期限から支払いが遅延しているものを記載すること。
2 「資料作成時における残高」の欄の金額は「期末残高」に記載した受託販売未払金に係るものについて記載すること。
3 「直近回収年月日」の欄には、「資料作成時における残高」に対応した支払日を記載すること。
4 「備考」の欄には、支払遅延の理由を記載すること。

(別記様式第 6 号)

荷主預り金明細表

(単位：円)

相手先名	発生年月日	金額	預り金の内容	返戻予定年月日	備考
合計					